

特商法に基づく表記

日米会話学院を受講される際の役務(授業)の概要を表記するものです。内容をよくご確認の上、お申込みいただくよう、お願いいたします。

事業者	一般財団法人 国際教育振興会 日米会話学院
代表者	代表理事 向後 純一
住 所	〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 50 番地
電話・FAX 番号	TEL: 03-3359-9621 FAX: 03-3353-8908
メールアドレス・URL	メールアドレス: info@nichibei.ac.jp URL: http://www.nichibei.ac.jp
講座の内容・学費	当学院の案内書およびURLに記載。案内書の送料は無料です。
学費以外の必要費用(テキスト・教材)	「学費納入案内」の「使用教材」欄に記載。
学費・教材費の支払い時期・支払い方法	【学費】 当学院より発送する「学費納入案内」に記載の指定日までに銀行振込で納入します。学費納入確認日(ただし中途受講者は受講開始日)をもって契約日とします。また、学費ローン(株式会社ジャックス、貸付利息 7.5%[2018 年 2 月時点])も利用できます。 【テキスト・教材】 当学院より発送する「学費納入案内」の「使用教材」欄に記載のテキスト、教材を学院窓口、または受講者ご自身で購入していただきます。どのような方法で購入するかは講座により異なりますので、上記「学費納入案内」の「使用教材」欄をご確認ください。
学習期間・授業日・授業時間帯	当学院の案内書およびURL(http://www.nichibei.ac.jp)に記載。
申込み有効期限等	申込み有効期限は定員に達した時点となります。講座の空き状況はお電話(03-3359-9621)にてお問い合わせください。
クーリング・オフについて	受講期間が2ヵ月以上、学費が5万円以上の講座(複数講座受講の場合はその合計額が5万円以上)には特商法のクーリング・オフ規定が適用されます。詳細は「受講約款」をご確認ください。 ※受講申込書提出後、またはレベル分けテスト受験後、学費納入前に受講辞退される場合は、学院まで電話、またはEメールにてご連絡ください。
受講撤回・中途解約について	特商法のクーリング・オフ規定の適用がない場合でも一定の条件で中途解約ができます。詳細は「受講約款」をご確認ください。